

室蘭市消費者被害防止ネットワーク No.55

この情報は室蘭市消費者被害防止ネットワークに加入している会員へ配布しています。
企業・団体など新規会員も随時募集しています。



債権名義貸しによる 特殊詐欺事件発生！！

— 事案の概要 —

5月16日、室蘭市内の高齢者宅に●●商事を名乗る男から「北海道で、〇〇金属鉱山の債権が当たった人がいます。あなたは、1,000万円の債権を買う権利が当たっていますがどうしますか」との電話があったがこれを断ったところ、「譲っていただけますか」と言われたのでこれを了承した。

そして、「私の会社で〇〇金属鉱山に1,000万円支払うのであなたにお礼として50万円を渡します」「あなたが〇〇金属鉱山の債権を買ったことにしますが、誰にも言わないで下さい」と言われたが、〇〇金属鉱山の男から電話があり、「嘘をついたことがばれた、現金を宅配便で送れ」と言われ、合計2,000万円を騙し取られました。



以下の文言があれば、**詐欺**です。

- 「債権を買う権利が当たった」という重要事項を電話で伝えること。
- 「権利を譲ってほしい、名前を貸してほしい」と電話で伝えること。
- 「現金を宅配便で送って下さい」と言うこと。

不審な電話があったときは、警察や家族に相談して下さい。

緊急の事件事故は110番・その他の相談は#9110

室蘭警察署 0143-46-0110

【問い合わせ先】

室蘭市消費者被害防止ネットワーク事務局	消費者被害相談は室蘭市消費生活センターへ
室蘭市幸町 1-2 室蘭市地域生活課内	室蘭市幸町 1-2 室蘭市役所本庁舎 1階
電話 0143-25-2380	電話 0143-25-3100 平日9時～17時